

高圧一括受電サービス利用規約 変更箇所【効力発生日：2024年 3月 1日】

目次番号	条	名称	項	改定内容	改定理由	追加・修正文章	
						改定前	改定後
9	20	サービス利用料金の算定	(3)	項目追加	現状に合わせて内容を追加	—	サービス利用料金は、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を含みます。
10	23	サービス利用料金その他の支払方法	(1)	文言修正	現状に合わせて文言を修正	サービス利用料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。当社が指定する金融機関等は、次の(2)、(3)、(4)のとおりといたします。	サービス利用料金および利用明細（毎月の検針の結果およびサービス利用料金を記載したものをいいます。以下同じ。）を書面で発行する場合の発行手数料（以下、総称して「サービス利用料金等」といいます。）については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。当社が指定する金融機関等は、次の(2)、(3)、(4)のとおりといたします。
12	25	利用明細の電子発行	(1)	項目追加	利用明細の発行方法について内容を追加	—	当社は、お客さまに対して、利用明細を、電子メールにてお知らせします。（以下、このメールを「ご利用明細メール」といいます。）
12	25	利用明細の電子発行	(2)	項目追加	利用明細の発行方法について内容を追加	—	お客さまは、当社が別途定める手続きにしたがって、ご利用明細メールの受信に必要な手続きを行うものとし、当社は当該手続きにより登録されたメールアドレスにご利用明細メールを送信するものとし、なお、お客さまが当該手続きを行わなかったこと、登録情報の更新（登録内容に変更があった場合）を行わなかったこと、その他の当社の責めに帰すべきでない事由によりお客さまがご利用明細メールを受信できなかったことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切賠償の責めを負いません。
12	25	利用明細の電子発行	(3)	項目追加	利用明細の発行方法について内容を追加	—	お客さまは、書面による利用明細の発行を希望される場合、あらかじめ当社所定の手続きに従って当社にその旨を連絡するものとします。この場合、当社は、お客さまに対して、ご利用明細メールの送信に代えて、書面による利用明細の発行を行うものとし、お客さまは、発行手数料として、書面による利用明細1通につき、100円（消費税等相当額別途）（消費税等相当額110円、税率10パーセント）を負担するものとし、当社は、当該発行手数料を、発行の対象となる利用明細に記載されているサービス利用料金と併せてお客さまに請求します。なお、書面による利用明細の発行とご利用明細メールの併用はできません。
12	26	消費税および地方消費税の取扱い	—	項目追加	現状に合わせて内容を追加	—	消費税法および地方税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいてサービス利用料金、25（利用明細の電子発行）(3)に定める発行手数料その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものとし、